

2017 春季生活闘争 中間まとめ

はじめに

2017 春季生活闘争は、日本経済・社会全体として「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」のためには「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置いたすべての働く者の処遇改善が不可欠として、月例賃金にこだわり賃金の社会的水準確保を重視した取り組みを継続した。とりわけ中小企業で働く仲間の処遇改善原資を確保するために、「大手追従・大手準拠などの構造の転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させる方針を掲げ、組織一体となった取り組みをめざした。

4 月末までの取り組み状況を踏まえ、2017 春季生活闘争の中間的とりまとめを行う。6 月 1 日に開催される第 75 回中央委員会における「中間まとめ」の確認を経て、第 7 回中央闘争委員会（7 月 21 日開催予定）において「最終まとめ」の確認に至るまで活発な議論を進め、2018 春季生活闘争の方針議論に結びつけていく。

1. 2017 春季生活闘争全般に対する現時点の受け止め

(1) 取り組み状況

2017 春季生活闘争は「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」をめざし、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をはかるべく、賃上げの継続を求めて、連合全体が取り組む方針を確立し、交渉を進めてきた。

とりわけ、2 年目となる「大手追従・大手準拠などの構造の転換」および「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させることに重点を置いた。

(2) 要求状況

2 月 27 日時点で要求集計を行った。要求提出済みは 3,243 組合、うち月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した組合が 2,686 組合であった。

月例賃金改善を平均賃金方式で要求した 2,405 組合の要求水準（定昇相当分含む）は加重平均で 8,828 円・3.03%だった。企業収益の動向をみつつも、多くの組合が「経済の自律的成長」実現に向けて労働組合が果たすべき社会的役割を十分認識した上で、月例賃金の継続的な引き上げにこだわった要求を行ったものと受け止める。

300 人未満の中小組合は前年同時期比 38 増の 1,553 組合が要求を提出し、その水準は 7,914 円・3.21%であった。2016 春季生活闘争から取り組んだ「大手準拠・大手追従などの構造を転換する運動」が定着してきていることが窺える。

非正規労働者については、正社員あるいは無期契約への転換など雇用安定に関する要求が計 1,059 件となり、2016 年を大幅に上回った。また処遇改善について、時給・月給の引き上げ要求額はそれぞれ 33.79 円、5,713 円（単純平均）で、2016 を上回っていた。

職場における男女平等の実現に向けた取り組みや「長時間労働の是正・過労死

ゼロの取り組み」等ワーク・ライフ・バランス関連等の要求件数は、概ね 2016 年を上回った。

(3) 交渉経過

日本経済は緩やかな回復基調にあったが、経営側は世界的な政治・経済の不透明感による先行き懸念や足下の収益の陰り、過去 3 年間の賃上げによる賃金水準の上昇などを理由に、賃上げに対しては慎重かつ厳しい態度を示した。

組合は、経済の自律的成長実現に向けた社会的要請に応える責任を強調するとともに、企業の存続と発展に不可欠な職場の活力の維持・増進には「人への投資」が必要であると強く主張し、粘り強い交渉を展開した。

(4) 回答内容

厳しい交渉経過ではあったが、賃上げの流れは継続している。

とりわけ「底上げ・底支え」「格差是正」をめざし賃金の絶対水準にこだわった取り組みの結果、300 人未満の中小組合が回答引き出しの前倒しを実現し、大手組合ならびに昨年実績を上回る賃上げ回答を獲得したことは特筆されるべき成果である。中小組合が「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」を進め、より主体的に取り組みを行ったものと受け止める。

また非正規労働者の賃上げは、正規の賃上げを上回ると同時に昨年実績を超えた回答を引き出すことができた。雇用の安定や処遇改善についても、前進した回答を引き出した。

ワーク・ライフ・バランス実現に向けて、長時間労働是正・過労死ゼロの取り組みに前進が見られた。両立支援および男女間賃金格差の是正に関しても、積極的な取り組みを行った。

(5) 現時点の受け止め

5 月 9 日時点の妥結組合は約 7 割であり、いまだ取り組みが継続中ではあるが、現時点における受け止めは以下の通りである。

- 2014 春季生活闘争以降 4 年間継続して「月例賃金の引き上げ」にこだわる方針を打ち出し続けた結果、賃上げの流れは持続している。また、全体はもとより中小・地場組合においても賃金改善の流れを生み出したことは大きな成果であり、この流れを社会全体に繋げていくことが重要である。
- 中小組合の健闘により「企業規模間格差の是正」に向けて進展があった。また、中小企業における賃上げ原資確保のためには、サプライチェーン内で生み出された付加価値を適正に分配することが必要であり、そのためには企業間取引の適正化が必須であるという点について、中小企業労使のみならず、社会全体にも認識が浸透しつつある。
しかしながら中小企業の賃金水準は未だ低位にあり、「賃金制度」や「定期昇給制度」の整備が課題として残る。
- 「雇用形態間格差の是正」については、いわゆる「非正規労働者」の処遇改善が進展した。今後、賃金改善以外の回答内容について情報収集と分析に努め、以降の取り組みに繋げていく。
- その他の「労働時間短縮」「仕事と生活の調和」「男女間賃金格差の是正」などの取り組み結果についても情報収集と分析に努め、以降の取り組みに繋げていく。

2. 具体的な要求項目にかかわる現時点までの取り組み経過と受け止め

(1) 賃上げ

①交渉状況

交渉において経営側は、経済の自律的成長実現に向けた社会的要請に応える責任と経済・社会が変化する中で人材を確保・育成していく必要性には理解を示したが、経営環境の先行きに不透明感が増していること、過去3年間の賃上げもあり賃金水準は相応な水準となっていること、などを挙げてコスト論に固執し、賃上げに対しては厳しい態度を示した。対して組合は、マクロでみた賃上げの必要性や人手不足下における「人への投資」の必要を粘り強く主張し、結果、多くの組合で回答を引き出すことができた。

②回答状況と現時点での受け止め

5月9日時点で、平均賃金方式で要求・交渉を行った組合のうち3,978組合が回答を引き出し、その加重平均は5,806円・1.99%となった(2016年5月11日比▲109円・▲0.03ポイント)。賃上げ分が明確に分かる1,851組合の集計で賃上げ分の加重平均は1,332円・0.46%であり、これは昨年同時期を上回っている。賃金改善を継続して実現しえたことは、今後の運動に大きな意味を持つ。

とりわけ300人未満の中小労組

においては、「賃上げ分」「定昇相当分込み」とも昨年同時期比プラスであると同時に、「賃上げ分」は大手組合を上回っている。「大手準拠・大手追従などの構造を転換する運動」が前進している表れであり、企業規模間格差の是正に繋がるものと高く評価する。

③企業内最低賃金

「底上げ・底支え」「格差是正」をめざす取り組みとして、企業内最低賃金協定の締結拡大や協定水準の引上げを重要課題に定めた構成組織・単組が多数あった。6月末に実施する回答集計の結果を踏まえて、改めて整理する。

④一時金

5月9日時点で、組合員一人あたり平均(加重平均)で、年間月数で4.85ヶ月(昨年同時期比▲0.10月)、年間金額で1,561,553円(同▲12,002円)となっている。

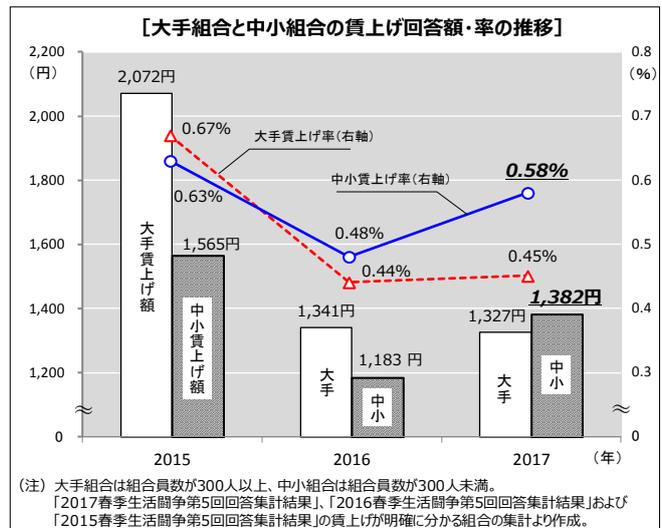
(2) 非正規労働者の労働条件改善

5月9日時点正社員や無期雇用契約への転換等に関する取り組みは要求・回答件数とも昨年同時期を上回っており、雇用安定に向けた取り組みに進展が窺える。

賃金については、単純平均で時給20.27円(昨年同時期比2.17円増)、月給3,620円(同321円増)の賃上げ回答を引き出しているが、対象となる非正規組合員は約65万人で昨年同時期比では正規との同時決着にやや遅れがみられる。

(3) 職場における男女平等の実現

5月9日時点で、「男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り



組み」を要求に掲げている組合はほぼ昨年並みの214件だが、各種の「男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた取り組み」はのべ412件で、昨年（168件）を大幅に上回っている。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現

5月9日時点で「長時間労働の是正・過労死ゼロの取り組み」等ワーク・ライフ・バランス関連の要求はのべ4,023件で、昨年同時期の3,752件を大幅に上回った。うち1,035件の回答が引き出され（昨年同時期比354件増）ているのに加え、「ライフスタイルに応じた働き方と処遇に関する検討の提起」も要求・回答の双方で大幅に増えており、労働者の立場に立った働き方の見直しに向けた取り組みの進展が窺える。育児・介護等両立支援の推進も、昨年同時期を上回っている。

(5) ワークルールの取り組み

改正労働者派遣法に関する取り組みは5月9日時点で要求877件、回答・妥結62件と、ほぼ昨年同時期並の結果となっている。今回改めて設定した高年齢者雇用安定法関連は、要求1,120件、回答・妥結208件と高い水準の取り組みになっている。

今次「中小共闘方針」は初めて「ワークルールの取り組み」の項目を立て、「人数規模により対応が異なる労働関係法令」の一覧表を示し、企業規模によっては法が義務化していない項目であっても労働組合として取り組みを進めるべき内容を明示した。これにより、「労働安全委員会設置」「女性活躍推進法の取り組み」などで取り組み件数が大幅に増加した。

(6) 政策・制度実現の取り組み

方針に掲げた3項目を中心に、「2017年度 連合の重点政策」に関する政府・政党への要請などで積極的に対応している。国会開会中でもあり、後日提案予定の「2017年度 重点政策実現の取り組みのまとめ（案）」にて提起する。

3. 闘争の進め方

(1) 闘争体制

戦術委員会および中央闘争委員会を中心に、部門別共闘連絡会議、中小共闘、非正規共闘および地場共闘を設置して重層的な共闘体制を構築した。また中小共闘担当者会議および非正規共闘担当者会議を適宜開催し、情報共有・発信に努めた。

2月末要求・年度内決着にこだわった日程配置を行った結果、回答引き出しの集中度が高まった。

(2) 社会対話の強化

経団連との定期懇談会（2月2日）に加え、全国中小企業団体中央会（全国中央会）（2月28日）および中小企業家同友会全国協議会（中同協）（3月10日）など中小企業の経営者団体とも懇談などを実施し、春季生活闘争に臨む労働組合の主張はもとより、「公正取引」や「人への投資」についても意見を交換した。全国中央会とは、昨年が続いて2回目の開催となった懇談会において「下請取引等取引環境」などをテーマに双方の取り組みとその成果を共有した上で、4月12日に「全国中小企業団体中央会と日本労働組合総連合会の共同宣言」を締結した。

2月3日に「2017 春季生活闘争・闘争開始宣言 2.3 中央総決起集会」、3月6日に「2017 春季生活闘争・政策制度 要求実現 3.6 中央集会」を開催し、すべて

の組合が「底上げ・底支え」「格差是正」をめざして月例賃金の継続的な引上げにこだわることを確認すると同時に、社会全体に向けたアピールを行った。また3月31日に闘争推進集会を開催し、各組織のさまざまな取り組み事例を共有するとともに、中小組合・非正規労働者・未組織の労働者への賃上げ波及に向けて決意を新たにした。

また、有期契約労働者の雇用安定に向けて2月9日～11日に「～雇用の不安・雇止めの不安はありませんか～パート・アルバイト・契約・派遣などで働くみなさんのための連合労働相談ホットライン」（電話相談）、および「～労働契約法改正（無期転換ルール）への対応～労働者・経営者のためのお悩み解消セミナー」を実施（2月14日および28日）した。労働契約法18条の無期転換権について社会全体として周知不足の感が否めないことから、引き続き周知徹底の取り組みが必要である。

2016年10月から展開してきた「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」第2弾において、長時間労働の是正など2017春季生活闘争と連動した取り組みを実施した。

（3）地域フォーラム

「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、地域フォーラムを全47都道府県で開催することをめざした。4月末時点で13カ所が開催済みであり、地域固有課題の解決と活性化に向けてさまざまな利害関係者との有意義な意見交換が行われた。以降も11カ所で開催が予定されており、開催の取り組みを拡げていく必要がある。

（4）情報発信の強化

第74回中央委員会（2016年11月25日）において確認された2017春季生活闘争方針・中小共闘方針において「連合リビングウェイジ」「47都道府県 産業別特性値（2016地域ミニマム・規模計）」を開示し（その後最新データに更新）、地域における賃金水準の相場波及に努めた。また要求策定段階では「中核組合の賃金カーブ維持分・賃金水準」「代表銘柄・中堅銘柄（職種別賃金主要銘柄）」を開示し、賃金相場の形成に取り組んだ。

経団連「2017年版経営労働政策特別委員会報告」に対する連合見解を1月17日に公表したのを皮切りに、中央闘争委員会ごとに「確認事項」を、また3月15日のヤマ場には中央闘争委員長名で「2017春季生活闘争アピール：底上げに向けた今後の取り組みについて～賃上げをすべての働く者へ～」を發出して、中堅・中小組合はもとより未組織労働者を含めすべての働く者に賃上げを波及させる必要を再確認した。

要求集計および各次回答集計の都度「プレスリリース」を公表した。加えて3月中の回答集計結果公表に際しては記者会見を開催するなど、連合の見解が正しく報道されるようメディアへの働きかけを積極的に行った。これら記者会見の様子は連合ホームページ等を通じて、動画で配信した。

地方連合会においては、各々の闘争方針や地域ミニマム運動結果から算出された地域の賃金水準、また要求および回答の集計結果の公表を通じて、未組織組合を含む地場の労働条件の底上げと賃上げの波及に努めた。

（5）春季生活闘争を通じた組織拡大・強化の取り組み

2017年の連合組合員総数は686万人となり、離脱・解散した組織があったものの、昨年水準を維持した。連合の全組織を挙げて取り組んでいる「1000万連合」

の実現に向けて、構成組織および地方連合会による組織拡大の取り組みに加え、連合本部・構成組織・地方連合会の三位一体の取り組みが実際に結果として現れてきたものとする。引き続き、「1000万連合」の旗の下、“全ての職場に集団的労使関係を！”を合言葉に、「底上げ・底支え」や「格差是正」の実現に向けて、構成組織・地方連合会と連携し組織拡大・組織強化に取り組んでいく。

4. 今後の主な検討課題

連合は、これまで「春季生活闘争」が果たしてきた日本社会全体の賃金決定メカニズムとしての役割は維持しつつ、社会的賃金相場形成がとかく賃上げ率中心であったことを改革し、産業・地域における賃金水準そのものの社会的波及をめざした取り組みが重要であることを訴えてきた。そして、2017 春季生活闘争ではめざすものとして日本経済・社会全体としての「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置いたすべての働く者の処遇改善が不可欠として、月例賃金にこだわり賃金の社会的水準確保を重視した取り組みを継続した。

とりわけ中小企業で働く仲間の処遇改善原資を確保するために、「大手追従・大手準拠などの構造の転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させる方針を掲げ、組織一体となった取り組みを進めてきた。

こうした主張が、連合内のみならず社会全体に浸透しつつあることが大きな成果であると受け止める。今後とも、こうした考え方を維持した運動を継続していくことが重要である。

また3月28日に政府「働き方改革実現会議」が決定した「働き方改革実行計画」は、「長時間労働の是正」および「同一労働同一賃金の実現」に向けた方向性を示した。労働力不足が当面継続するという見通しのもと、今後の通年的な取り組みとして、法改正等の内容を先取りしていくと同時に、企業の存続に不可欠な「人財」確保のためには労働者の立場に立った本来の意味での「働き方改革」を職場から実現する取り組みが必要である。

連合は、今後とも社会・経済の変化に応じて春季生活闘争が果たす役割や意義を主張し続け、自らの運動の推進と社会全体の共有化に向けて情報発信のあり方について検討を加える。

5. 今後の日程

6月	1日	第75回中央委員会【中間まとめ確認】
7月	12日	第14回中小労働委員会（中小共闘センター）
	13日	第10回労働条件委員会
	19日	第26回三役会
	21日	第22回中央執行委員会【まとめ確認】

以上

2017春季生活闘争 中間まとめ 資料 【第5回回答集計結果】

1. 賃金引上げ

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2017回答(2017年5月12日公表)				昨対比	2016回答(2016年5月11日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃 上げ計	定昇相当込み賃 上げ計			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃 上げ計	定昇相当込み賃 上げ計
	3,978 組合 2,421,415 人	5,806 円	1.99 %	▲109 円 ▲0.03 ポイント	3,807 組合 2,440,953 人	5,915 円	2.02 %	
300人未満計	2,800 組合 269,566 人	4,598 円	1.90 %	84 円 0.04 ポイント	2,650 組合 259,019 人	4,514 円	1.86 %	
~99人	1,677 組合 70,683 人	4,043 円	1.78 %	114 円 0.03 ポイント	1,570 組合 65,590 人	3,929 円	1.75 %	
100~299人	1,123 組合 198,883 人	4,794 円	1.94 %	68 円 0.05 ポイント	1,080 組合 193,429 人	4,726 円	1.89 %	
300人以上計	1,178 組合 2,151,849 人	5,960 円	2.01 %	▲132 円 ▲0.03 ポイント	1,157 組合 2,181,934 人	6,092 円	2.04 %	
300~999人	767 組合 412,563 人	5,137 円	1.93 %	▲134 円 ▲0.03 ポイント	756 組合 405,391 人	5,271 円	1.96 %	
1,000人~	411 組合 1,739,286 人	6,162 円	2.02 %	▲122 円 ▲0.04 ポイント	401 組合 1,776,543 人	6,284 円	2.06 %	

※ 2017年と2016年で集計対象組合が異なるため、「引上げ額」と「引上げ率」の昨対比は整合しない。

《参考1》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計	2017回答(2017年5月12日公表)						
	集計組合数 集計組合員数	額			率		
		計	賃上げ分		計	賃上げ分	
	1,851 組合 1,489,596 人	6,356 円	1,332 円	2.16 %	0.46 %		
300人未満計	1,117 組合 133,923 人	5,185 円	1,382 円	2.13 %	0.58 %		
~99人	520 組合 26,142 人	4,963 円	1,459 円	2.14 %	0.63 %		
100~299人	597 組合 107,781 人	5,235 円	1,363 円	2.12 %	0.57 %		
300人以上計	734 組合 1,355,673 人	6,475 円	1,327 円	2.16 %	0.45 %		
300~999人	458 組合 248,726 人	5,418 円	1,263 円	2.04 %	0.47 %		
1,000人~	276 組合 1,106,947 人	6,726 円	1,342 円	2.19 %	0.44 %		

《参考2》 《参考1》のうち、昨年 と同一の組合での比 較	2017回答(2017年5月12日公表)						
	集計組合数 集計組合員数	額			率		
		計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分	賃上げ分
	1,612 組合 1,547,810 人	5,948 円	5,066 円	882 円	2.00 %	1.70 %	0.30 %
300人未満計	908 組合 118,548 人	4,846 円	4,006 円	840 円	1.93 %	1.58 %	0.35 %
~99人	378 組合 19,640 人	4,710 円	3,972 円	738 円	1.92 %	1.61 %	0.31 %
100~299人	530 組合 98,908 人	4,873 円	4,012 円	861 円	1.93 %	1.57 %	0.35 %
300人以上計	704 組合 1,429,262 人	6,039 円	5,154 円	886 円	2.01 %	1.71 %	0.30 %
300~999人	447 組合 246,890 人	5,290 円	4,435 円	855 円	1.95 %	1.63 %	0.32 %
1,000人~	257 組合 1,182,372 人	6,196 円	5,304 円	892 円	2.02 %	1.73 %	0.29 %

2016回答(2016年5月11日公表)

	額			率		
	計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分	賃上げ分
	6,094 円	5,132 円	962 円	2.04 %	1.72 %	0.32 %
300人未満計	4,799 円	4,017 円	782 円	1.90 %	1.59 %	0.32 %
~99人	4,766 円	3,900 円	866 円	1.95 %	1.59 %	0.36 %
100~299人	4,806 円	4,040 円	765 円	1.89 %	1.59 %	0.31 %
300人以上計	6,201 円	5,224 円	977 円	2.05 %	1.73 %	0.32 %
300~999人	5,231 円	4,374 円	858 円	1.93 %	1.61 %	0.32 %
1,000人~	6,404 円	5,402 円	1,002 円	2.07 %	1.75 %	0.32 %

2017回答(2017年5月12日公表)と2016回答(2016年5月11日公表)の対比

300人未満計	▲146 円	▲66 円	▲80 円	▲0.04 ポイント	▲0.02 ポイント	▲0.02 ポイント
~99人	47 円	▲11 円	58 円	0.03 ポイント	▲0.01 ポイント	0.03 ポイント
100~299人	▲56 円	72 円	▲128 円	▲0.03 ポイント	0.02 ポイント	▲0.05 ポイント
300人以上計	67 円	▲28 円	96 円	0.04 ポイント	▲0.02 ポイント	0.04 ポイント
300~999人	▲162 円	▲70 円	▲91 円	▲0.04 ポイント	▲0.02 ポイント	▲0.02 ポイント
1,000人~	59 円	61 円	▲3 円	0.02 ポイント	0.02 ポイント	0.00 ポイント
1,000人~	▲208 円	▲98 円	▲110 円	▲0.05 ポイント	▲0.02 ポイント	▲0.03 ポイント

②個別賃金方式 (組合数による単純平均)

個別賃金方式	2017回答(2017年5月12日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額	引上げ率	改定前水準 到達水準
A方式35歳	151 組合	1,184 円	0.43 %	273,278 円
	98,884 人			274,462 円
A方式30歳	155 組合	1,087 円	0.44 %	246,966 円
	129,897 人			248,053 円
B方式35歳	144 組合	7,251 円	2.71 %	267,355 円
	88,455 人			274,606 円
B方式30歳	110 組合	8,241 円	3.57 %	230,638 円
	44,649 人			238,879 円

【注】

A方式: 特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職)の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式: 特定する労働者(たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職)の前年度の賃金に対し、新年度(勤続と年齢がそれぞれ1年増加)いくら引き上げるかを交渉する方式。

2. 非正規労働者賃金引上げ

時給	2017回答(2017年5月12日公表)			昨年対比	2016回答(2016年5月11日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給
単純平均	291 組合	20.27 円	964.07 円	2.17 円	279 組合	18.10 円	964.72 円
	624,498 人	21.44 円	954.01 円	3.23 円	633,488 人	18.21 円	935.15 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)
	107 組合	3,620 円	1.80 %		321 円	142 組合	3,299 円
加重平均	29,107 人	3,540 円	1.74 %	▲ 64 円	57,847 人	3,604 円	1.80 %

3. 一時金 (組合員数による加重平均)

一時金	2017回答(2017年5月12日公表)		昨年対比	2016回答(2016年5月11日公表)	
	集計組合数 集計組合員数	回答		集計組合数 集計組合員数	回答
年間	1,898 組合	4.85 月	▲ 0.10 月	1,617 組合	4.95 月
	1,711,093 人			1,526,007 人	
金額	956 組合	1,561,553 円	▲ 12,002 円	951 組合	1,573,555 円
	976,972 人			1,007,129 人	
季別	1,648 組合	2.28 月	▲ 0.20 月	1,518 組合	2.48 月
	1,164,513 人			1,370,849 人	
金額	1,048 組合	680,863 円	▲ 116,931 円	948 組合	797,794 円
	626,111 人			814,232 人	

※〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

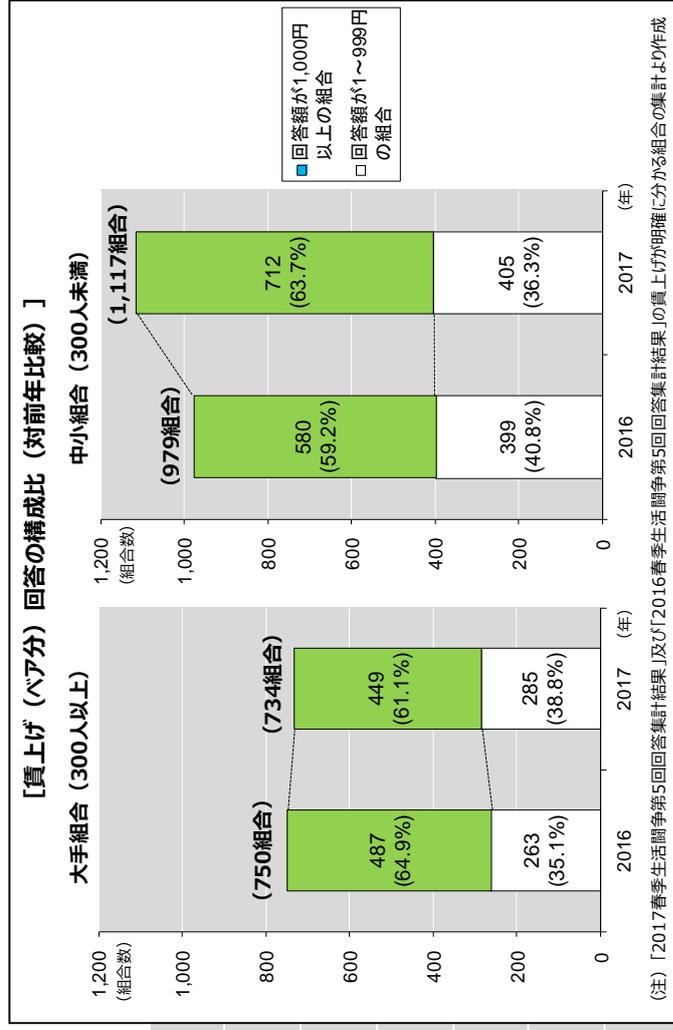
4. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

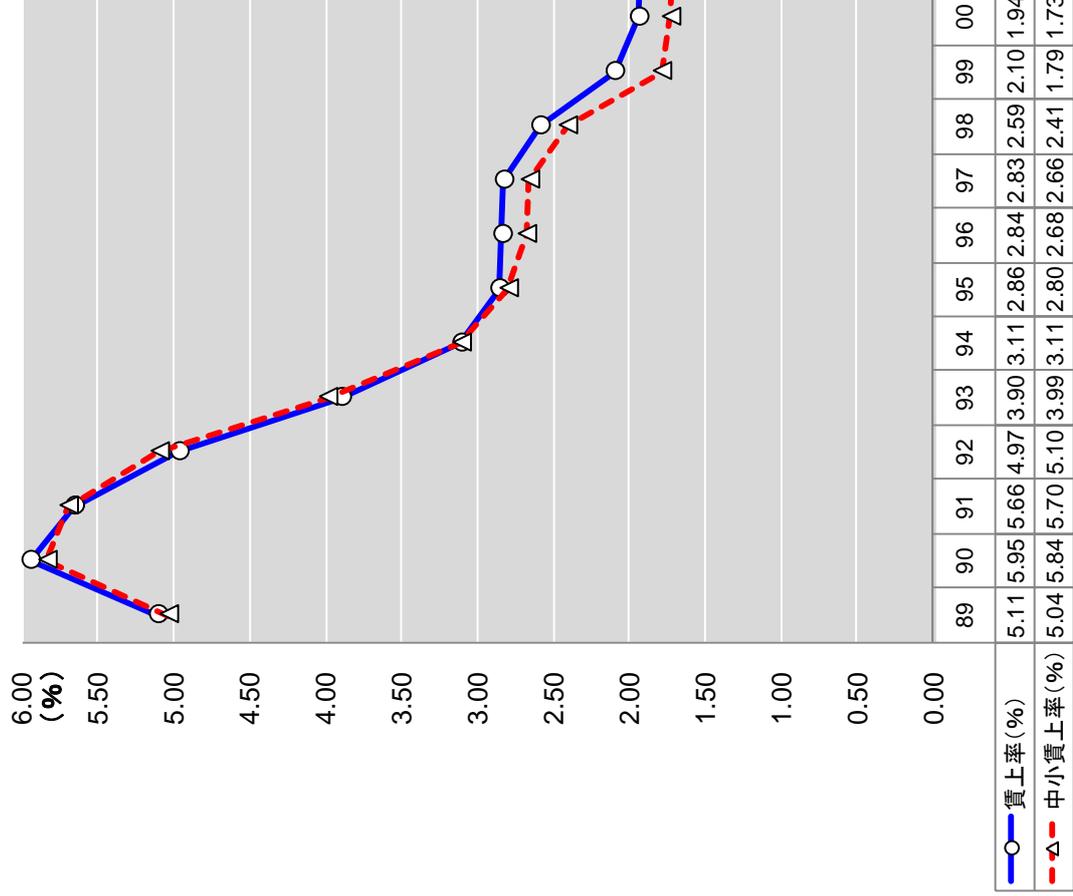
	2017回答(2017年5月12日公表)		《再計算》2016回答(2016年5月11日公表)		《公表》2016回答(2016年5月11日公表)		
	組合数	率	組合数	率	組合数	率	
集計組合 計	8,126 組合		8,611 組合		8,611 組合		
要求を提出(賃金に限らず全ての要求)	6,382 組合	78.5 %	6,329 組合	73.5 %	6,329 組合	73.5 %	
うち、月例賃金改善(定昇維持含む)を要求	4,497 組合	55.3 %	4,594 組合	53.4 %			
要求検討中・要求状況不明	1,744 組合	21.5 %	2,282 組合	26.5 %	2,282 組合	26.5 %	
要求提出組合(月例賃金改善限定)	4,497 組合		4,594 組合		6,234 組合		
妥結済	ヤマ場週より前 (2017.3/10まで・2016.3/11まで)	56 組合	1.2 %	95 組合	2.1 %	137 組合	2.2 %
	第1先行組合回答ゾーン (2015.3/11-17・2016.3/12-18)	298 組合	6.6 %	349 組合	7.6 %	1,013 組合	16.2 %
	第2先行組合回答ゾーン (2017.3/18-24・2016.3/19-25)	361 組合	8.0 %	247 組合	5.4 %	934 組合	15.0 %
	3月末まで	830 組合	18.5 %	746 組合	16.2 %	851 組合	13.7 %
	4月中	1,584 組合	35.2 %	1,247 組合	27.1 %	1,281 組合	20.5 %
	5月中	2 組合	0.0 %	3 組合	0.1 %	6 組合	0.1 %
	確認中	0 組合	0.0 %	0 組合	0.0 %	25 組合	0.4 %
	小計	3,131 組合	69.5 %	2,687 組合	58.5 %	4,247 組合	68.1 %
	未妥結	1,366 組合	30.4 %	1,907 組合	41.5 %	1,987 組合	31.9 %
	妥結済組合(月例賃金改善限定)	3,131 組合		2,687 組合		4,281 組合	
賃金改善分獲得	1,010 組合	32.3 %	910 組合	33.9 %	1,950 組合	45.6 %	
定昇相当分確保のみ(協約確定含む)	572 組合	18.3 %	464 組合	17.3 %	954 組合	22.3 %	
定昇相当分確保未達成	4 組合	0.1 %	17 組合	0.6 %	71 組合	1.7 %	
確認中	1,545 組合	49.3 %	1,296 組合	48.2 %	1,306 組合	30.5 %	

※妥結進捗状況をより正確に報告するため、2017から月例賃金改善(定昇維持含む)要求に限定して妥結進捗状況を集計するよう変更したのに伴い、2016について同じ方法で再計算した結果と当時公表した結果を併せて記載している。

[平均賃金方式での賃上げ状況の推移 (連合成績以降) 回答の構成比 (対前年比較) ～]



(注) 「2017春季生活闘争第5回回答集計結果」及び「2016春季生活闘争第5回回答集計結果」の賃上げが明確に分かる組合の集計より作成



(注) 1989～2016年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

労働条件に関する2017春季生活闘争および通年(2016年9月～)の各種取り組み

要求事項	要求・取組 件数 (交渉単位)	回答・妥結 件数 (交渉単位)	要求・取組 件数 (交渉単位)	回答・妥結 件数 (交渉単位)
	2017. 5. 12公表		2016. 5. 11公表	
1. 非正規労働者の労働条件改善の取り組み				
(1) 雇用安定に関する項目				
● 正社員への転換ルールの導入、促進、明確化の取り組み	838	89 件	539	56 件
● 無期労働契約への転換促進、転換後の労働条件についての取り組み	624	57 件	427	20 件
(2) 均等処遇に関する事項				
● 昇給ルールの導入・明確化の取り組み	13	7 件	32	22 件
● 一時金支給の取り組み	201	102 件	498	185 件
● 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み（点検、分析・検討、是正等の取り組み）	189	78 件	66	31 件
● 社会保険の加入状況の点検と加入促進の取り組み	85	1 件	79	4 件
● 年次有給休暇取得促進の取り組み（非正規労働者）	171	60 件	79	55 件
● 育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できる取り組み	234	172 件	24	10 件
● 再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み	291	126 件	707	218 件
● その他均等処遇に関する取り組み（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）	773	198 件	606	103 件
2. 職場における男女平等の実現に向けた取り組み				
(1) 男女間の賃金格差是正に向けた取り組み				
● 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み	214	13 件	224	110 件
● 生活関連手当ての「世帯主」要件廃止に関する取り組み	13	1 件	12	0 件
(2) 男女平等の推進の取り組み				
1) 女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進法）の取り組み	194	111 件	206	129 件
※ 積極的な差別是正措置（ポジティブ・アクション）による是正・改善の取り組み、女性活躍推進法にもとづく行動計画の策定に労使で取り組みをしていればカウント				
2) 男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた取り組み				
● 配置や仕事の内容における男女間での偏在についての検証と是正	2	0 件	0	0 件
● 昇進・昇格などの運用基準に関する、男女間格差の有無についての検証と是正	13	7 件	0	0 件
● 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての検証と是正	50	17 件	27	9 件
● セクシュアル・ハラスメント防止措置の検証と実効性の担保（同性間セクハラ、ジェンダーハラスメント含む）	9	3 件	16	1 件
● 男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた何らかの要求・取組（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）	338	49 件	125	11 件

労働条件に関する2017春季生活闘争および通年(2016年9月～)の各種取り組み

要求事項	要求・取組 件数 (交渉単位)	回答・妥結 件数 (交渉単位)	要求・取組 件数 (交渉単位)	回答・妥結 件数 (交渉単位)
	2017. 5. 12公表		2016. 5. 11公表	
3. ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み				
(1) 長時間労働の是正・過労死ゼロの取り組み			761	34
● 労働時間(特別条項付36協定等)の上限時間縮減に向けた取り組み	153	32 件	—	— 件
● インターバル規制の導入に向けた取り組み	228	75 件	—	— 件
● その他長時間労働の是正・過労死ゼロのに関する取り組み(※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入)	275	196 件	—	— 件
(2) 総実労働時間短縮の取り組み				
● 所定労働時間の短縮	890	242 件	792	265 件
● 年次有給休暇の取得促進の取り組み	889	320 件	792	204 件
● 残業の縮減に向けた取り組み	853	83 件	636	68 件
(3) 時間外・休日割増率引き上げの取り組み	735	87 件	771	110 件
(4) 労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基づく職場の点検、改善の取り組み	651	78 件	290	51 件
(5) 両立支援の推進				
● 育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み	964	358 件	887	433 件
● 不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み	13	6 件	—	— 件
● マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ケア(介護)ハラスメントなどの防止の取り組み	171	39 件	59	36 件
● 次世代育成支援対策推進法の改正に基づく点検、行動計画の策定、取り組みの点検	298	53 件	336	313 件
(6) ライフスタイルに応じた働き方と処遇に関する検討の提起	119	83 件	41	25 件
4. ワークルールの取り組み				
(1) 改正労働者派遣法に関する取り組み				
● 派遣労働者の受け入れ時および期間制限到来時における交渉・協議の協約化、ルール化の取り組み	467	53 件	448	23 件
● 派遣労働者の処遇改善の取り組み	410	9 件	412	18 件
(2) 治療と職業生活の両立支援に関する取り組み	20	11 件	—	— 件
※ 疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組み				
(3) 若者の職場定着に向けた取り組み	399	19 件	355	330 件
(4) 高齢者雇用安定法に関する取り組み				
● 希望者全員を対象とした65歳までの雇用確保の取り組み	820	101 件	—	— 件
● 高齢者に適した職務・仕事、労働時間、適正な処遇の確保	300	107 件	—	— 件

—:2016年では調査していない項目

※:2016年と設問の表現は異なるが内容はほぼ同じ